

**建築物エネルギー消費性能適合性判定の審査手数料（※和歌山市を除く県内全域）**  
（令和2年3月24日以降受付分より）

ア 法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（イにおいて「建築物エネルギー消費性能適合性判定」という。）の申請に対する審査の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

方法の別	床面積の合計	金額	
モデル建 物法以外 の方法	300平方メートル未満のもの（モデル建物法以外の方法による認定を受けていない場合）	235,000円	
	300平方メートル未満のもの（モデル建物法以外の方法による認定を受けている場合）	10,000円	
	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの（モデル建物法以外の方法による認定を受けていない場合）	379,000円	
	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの（モデル建物法以外の方法による認定を受けている場合）	27,000円	
	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの（モデル建物法以外の方法による認定を受けていない場合）	542,000円	
	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの（モデル建物法以外の方法による認定を受けている場合）	82,000円	
	5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの（モデル建物法以外の方法による認定を受けていない場合）	667,000円	
	5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの（モデル建物法以外の方法による認定を受けている場合）	130,000円	
	10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの（モデル建物法以外の方法による認定を受けていない場合）	789,000円	
	10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの（モデル建物法以外の方法による認定を受けている場合）	164,000円	
	25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの（モデル建物法以外の方法による認定を受けていない場合）	900,000円	
	25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの（モデル建物法以外の方法による認定を受けている場合）	205,000円	
	50,000平方メートル以上のもの（モデル建物法以外の方法による認定を受けていない場合）	1,122,000円	
	50,000平方メートル以上のもの（モデル建物法以外の方法による認定を受けている場合）	287,000円	
	モデル建 物法	300平方メートル未満のもの（モデル建物法による認定を受けていない場合）	90,000円
		300平方メートル未満のもの（モデル建物法による認定を受けている場合）	10,000円
300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの（モデル建物法による認定を受けていない場合）		150,000円	
300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの（モデル建物法による認定を受けている場合）		27,000円	
2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの（モデル建物法による認定を受けていない場合）		244,000円	
2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの（モデル建物法による認定を受けている場合）		82,000円	
5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの（モデル建物法による認定を受けていない場合）		318,000円	
5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの（モデル建物法による認定を受けている場合）		130,000円	
10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの（モデル建物法による認定を受けていない場合）		382,000円	
10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの（モデル建物法による認定を受けている場合）		164,000円	
25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの（モデル建物法による認定を受けていない場合）		448,000円	

25,000 平方メートル以上、50,000 平方メートル未満のもの（モデル建物法による認定を受けている場合）	205,000 円
50,000 平方メートル以上のもの（モデル建物法による認定を受けていない場合）	581,000 円
50,000 平方メートル以上のもの（モデル建物法による認定を受けている場合）	287,000 円

備考

- 1 「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）第 1 条第 1 項第 1 号ロの基準による方法をいう。
- 2 「モデル建物法以外の方法による認定」とは、法第 29 条第 1 項の規定に基づく認定（同条第 3 項に規定する他の建築物（以下この号において単に「他の建築物」という。）に係るものに限る。）であって、審査の方法がモデル建物法以外の方法であるものをいう。
- 3 「モデル建物法による認定」とは、法第 29 条第 1 項の規定に基づく認定（他の建築物に係るものに限る。）であって、審査の方法がモデル建物法であるものをいう。

イ 法第 12 条第 2 項後段若しくは法第 13 条第 3 項後段の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査又は法第 12 条第 2 項前段若しくは法第 13 条第 3 項前段の軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査

- (ア) 申請に対する建築物の床面積の増加を伴わない変更の場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、アの規定の例による額とする。この場合において、アの規定中「床面積の合計」とあるのは、「変更に係る部分の床面積の 2 分の 1 に相当する床面積」とする。
- (イ) 申請に係る建築物の床面積の増加を伴う変更（当該変更に係る部分に（ア）の変更に該当するものを含むものを除く。）の場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、アの規定の例による額とする。この場合において、アの規定中「床面積の合計」とあるのは、「増加する床面積」とする。
- (ウ) 申請に係る建築物の床面積の増加を伴う変更（当該変更に係る部分に（ア）の変更に該当するものを含むものに限る。）の場合の手数料の額は、申請に係る建築物の床面積の増加を伴わない変更に係る部分の床面積につき、（ア）に定める額に、申請に係る建築物の増加する床面積につき、（イ）に定める額を加えて得た額とする。